

このたび、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会の平成28年度第4回定時総会が開催されましたことを、心よりお慶び申し上げます。

不動産業界では、安全な取引、中古住宅の円滑な流通など、皆様方の一層の役割増大を背景とした改正宅地建物取引業法の施行により、昨年4月、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」へと改められたところであります。

こうした中、貴協会の皆様におかれましては、 士業として、良質な住宅・宅地の供給に多大なる ご尽力をいただくとともに、本県の住宅・建築行 政はもとより、県政各般にわたり格別のご理解と ご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し 上げます。

さて、我が国が、加速度的な人口減少に直面する中、国・地方を挙げて本格展開される地方創生の推進と併せ、「ピンチをチャンスに」の発想で、余剰ストックを有効活用していくことがますます重要となっております。

県では、増加する県内の「空き家」を移住希望 者に積極的に利活用いただき、新しい人の流れを 生み出すべく、本年1月、川内町の徳島健康科学 総合センターにおいて、貴協会のご協力のもと、 「空き家所有者や移住希望の皆様からの相談対応」、 「全国初の認証・登録制度となる『空き家判定士』 の育成」、「市町村への空き家対策や情報発信の支援」などを行う、新たな空き家対策の総合窓口「『と くしま回帰』住宅対策総合支援センター」を開設 いたしました。

また、「とくしま回帰」を加速させていくためには、企業の成長による雇用創出と地域経済の活性化に加え、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時の被害最小化を図る取組みを通じた安全・安心が不可欠であります。そこで、今年度、県内企業の事業拡大を後押しし、あるいは平成26年3月、全国で初めて指定した「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」からの移転を支援できるよう、市街化調整区域内における土地利用規制の見直しを進めております。

貴協会の皆様におかれましては、これら「とく しま回帰」の取組みをはじめ地方創生の実現を目 指す本県施策の推進に、なお一層のお力添えを賜 りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びとなりますが、貴協会のさらなるご発展と、 会員の皆様のますますのご健勝とご活躍を心から ご祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたしま す。